

二十三 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(仮払経理した寄附金)</p> <p>9-4-2 の 3<u>法第 37 条第 1 項又は第 2 項</u>.....</p>	<p>(仮払経理した寄附金)</p> <p>9-4-2 の 3<u>法第 37 条第 2 項又は第 3 項</u>.....</p>
(廃 止)	<p><u>(利益処分経理による指定寄附金等)</u></p> <p>9-4-2 の 5 <u>法人が法第 37 条第 4 項各号（指定寄附金等）（同項第 3 号を同条第 6 項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する寄附金の額につき、その確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理により支出することとした場合であっても、現実にその支払がされるまでの間は、令第 78 条第 1 項（支出した寄附金の額）の規定の適用があることに留意する。</u></p>
<p>(国等に対する寄附金)</p> <p>9-4-3 <u>法第 37 条第 3 項第 1 号</u>.....</p>	<p>(国等に対する寄附金)</p> <p>9-4-3 <u>法第 37 条第 4 項第 1 号</u>.....</p>
<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9-4-5<u>法第 37 条第 3 項第 1 号</u>.....</p>	<p>(公共企業体等に対する寄附金)</p> <p>9-4-5<u>法第 37 条第 4 項第 1 号</u>.....</p>
<p>(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)</p> <p>9-4-6<u>法第 37 条第 3 項第 1 号（国等に対する寄附金）</u>.....</p>	<p>(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)</p> <p>9-4-6<u>法第 37 条第 4 項第 1 号（国又は地方公共団体に対する寄附金）</u>.....</p>
<p>...</p> <p>(注)</p>	<p>...</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるかどうかの判定)</p> <p>9-4-7 <u>法第37条第4項</u>……………</p> <p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>9-4-8 ……………</p> <p>……………<u>法第37条第3項各号(指定寄附金等)及び第4項(特定公益増進法人に対する寄附金)</u>……………<u>これらの項</u>……………</p>	<p>(特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるかどうかの判定)</p> <p>9-4-7 <u>法第37条第4項第3号</u>……………</p> <p>(資産を帳簿価額により寄附した場合の処理)</p> <p>9-4-8 ……………</p> <p>……………<u>法第37条第4項各号(指定寄附金等)</u>……………<u>同項</u>……………</p>

二十四 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの)</p> <p>9-5-6 <u>法第55条第4項第1号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの)</p> <p>9-5-6 <u>法第38条第2項第5号(法人税額等の損金不算入)</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……………</p>

二十五 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9-6-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>会社法</u>の規定による<u>特別清算</u>に係る協定の認可の決定があった場合において、<u>この決定</u>……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9-6-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) <u>商法</u>の規定による<u>特別清算</u>に係る協定の認可又は<u>整理計画</u>の決定があった場合において、<u>これらの決定</u>……………</p> <p>(3) ……………</p>

(4)

(4)

二十六 圧縮記帳の通則

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の経理)</p> <p>10-1-1 法第43条及び第48条《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入等》に規定する特別勘定の経理は、<u>積立金として積み立てる方法</u>のほか、仮受金等として経理する方法によることもできるものとする。</p>	<p>(特別勘定の経理)</p> <p>10-1-1 法第43条及び第48条《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入等》に規定する特別勘定の経理は、<u>損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法又は確定した決算において利益若しくは剰余金の処分により目的積立金として積み立てる方法のいずれによってもよいのであるが、これらの方法のほか、仮受金等として経理する方法によることもできるものとする。</u></p>
<p>(資産につき除却等があった場合の<u>積立金</u>の取崩し)</p> <p>10-1-2<u>積立金</u>..... <u>積立金の額</u>..... (注)</p>	<p>(資産につき除却等があった場合の<u>引当金等</u>の取崩し)</p> <p>10-1-2<u>引当金又は目的積立金</u>..... <u>引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u>..... (注)</p>
<p>(<u>積立金</u>の任意取崩しの場合の償却超過額等の処理)</p> <p>10-1-3<u>積立金</u>..... <u>積立金の額</u>.....<u>積立金</u>.....<u>積立金の額</u>..... </p>	<p>(<u>引当金等</u>の任意取崩しの場合の償却超過額等の処理)</p> <p>10-1-3<u>引当金又は目的積立金</u>..... <u>引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u>.....<u>引当金又は目的積立金</u>.....<u>引当金勘定の金額又は目的積立金の額</u>..... </p>
<p>(圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額)</p> <p>10-1-4<u>積立金</u>.....</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合の取得価額)</p> <p>10-1-4<u>引当金又は目的積立金</u>.....</p>